

適切な意思決定支援に関する指針

<基本的な考え方>

本人、家族等、医療・ケアチームが合意に至るなら、それはその本人にとって最もよい人生の最終段階における医療・ケアだと考えられる。医療・ケアチームは、合意に基づく医療・ケアを実施しつつも、合意の根拠となった事実や状態の変化に応じて、本人の意思が変化しうるものであることを踏まえて、柔軟な姿勢で人生の最終段階における医療・ケアを継続すべきである。

<人生の最終段階における医療・ケアの在り方>

○人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から患者・家族に適切な情報提供と説明がなされた上で、本人による意思決定を基本として行われることが最も重要な原則である。

医療・ケアチームは、本人の意思を尊重するため、本人のこれまでの人生観や価値観、どのような生き方を望むかを含め、できる限り把握することが重要である。

また、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いが繰り返される行われることが重要である。

さらに、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いが繰り返される行われることが重要である。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要である。

○人生の最終段階には、がんの末期のように、予後数日から長くとも2~3か月と予測ができる場合、慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合、脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月から数年にかけて死を迎える場合がある。どのような状態が人生の最終段階かは、本人の状態を踏まえて医療・ケアチームが適切かつ妥当な判断によるべき事柄である。人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性をもとに慎重に判断すべきである。

○医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが必要である。

<人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続>

1. 本人の意思が確認できる場合

- (1) 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要である。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。
- (2) 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。
- (3) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度文書にまとめる。

2. 本人の意思が確認できない場合

本人の意思が確認できない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- (1) 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
 - ※ 本人が自らの意思を伝えられない状態になった場合に備えて、特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めている場合は、その者から十分な情報を得たうえで、本人が何を望むか、本人にとって何が最善かを、医療・ケアチームとの間で話し合う必要がある。
- (2) 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わるものとして家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- (3) 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、医療・ケアチームが医療・ケアの妥当性・適切性を判断して、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

(4) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度文書にまとめる。

※ 家族等とは、本人が信頼を寄せ、人生の最終段階を支える存在という趣旨であることから、法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人（親しい友人等）を含む。また複数人存在することも考えられる。

3. 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記1. 及び2. の場合において、方針の決定に際し、

- 医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行うことが必要である。その助言を受けて、あらためて本人、家族等、医療・ケアチームにおいて、ケア方法を改善することを通じて、合意形成に至る努力をすることが必要である。専門家とは、当院においては緩和ケア委員会、倫理委員会、「本人の意向を尊重した意思決定のための研修会」の修了者等が望ましいが、本人の心身の状態や社会的背景に応じて、担当の医師や看護師以外の医療従事者によるカンファレンス等を活用することも考えられる。